

## 特集／小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

# 小泉内閣の財政租税政策の特徴と本質

谷山 治雄

### 危険な政府

「小泉税制改革」の論議が始められた。小泉首相は税制改革を「構造改革」の大黒柱と位置づけている。論議の主な舞台は政府と自民党の税制調査会それに経済財政諮問会議であり、2003年度以降の税制改革を目指して、この6月をめどに答申あるいは提言をまとめるとしている。もちろんその具体的な内容はいまのところ判らないが、政府筋の発言からおおよそのことは予測することができる。もともと小泉首相の言うことは呪文のようなものが多い。今回も「聖域なき税制改革」と言っているが、なにが「聖域」なのか、それにどう踏みこむつもりなのかまったく判らない。結論的にいえば、目標は最低生活費非課税の原則や累進負担の原則、つまり応能原則という「聖域」の破壊を指しているようである。

塩川財務相の言うところによると〔1月10日 記者会見 1月20日 NHK座談会〕、「直間比率の是正」を進め、そのために所得税の課税最低限を引き下げ、消費税の増税を予定し、税率のフラット化をしたいというのである。要するに大衆課税の強化と大企業金持ち減税であり、その意味では自民党政治の継承にほかならない。

ところで小泉内閣の支持率は、田中外相の罷免問題や深刻さを増す不況などで、急速に低下したが、もともと支持者の支持する理由を見ると、ほぼ6割近くがほかの内閣よりよさそうだからということであった〔NHK 1月15日世論調査〕。このことは、いいかえれば直前の橋本、小渕、森などの内閣がいかにかつたかということになる。とりわけ密室政治のなかで誕生し「神の国」発言で国民を呆れさせた森内閣は、

与党のなかからも「これでは選挙に勝てない」と不満を募らせたほどひどかった。国民の自民党離れは長野、栃木、千葉などの知事選挙に端的に表された。小泉内閣の「幸運」は、自民党を壊すと宣言し、超不人気の森内閣の後に、党内の「公開選挙」によって誕生したことであろう。そして「構造改革なくして景気回復なし」とか中身は全く判らないが、もっともらしく聞こえる「呪文」を唱え続けたことも、漠然とした、しかし広範な支持を取り付けた原因であろう。このようなパフォーマンスは、かつてヒトラーがナチの台頭に際して「ウソでもなんでも大声で同じことを繰り返せば大衆はそれを信ずる」と言って支持を拡大した歴史を思い起こさざるをえない。小泉内閣は危険な政府である。

### 「構造改革」という呪文

小泉内閣のキャッチフレーズは「構造改革」である。しかし、これはまるで「呪文」のように繰り返されるだけで、どのような構造をどのように改革しようというのか、その全体像も中身も依然としてよく判らない。想像できることは、昨年〔2001年〕6月に発表されたいわゆる「骨太方針」で、「創造的破壊」ということを強調しているところからみて、要するに国際競争に勝ち抜き経済の再生を図るために、役に立たない、あるいは邪魔になると思われるものを切り捨て、いわゆる強い者だけが生き残る、いうなれば「弱肉強食」の競争社会を実現しようということのようである。そのためには、失業や倒産、国民の生活苦の増大も意に介せず、ひたすら邁進しようとしている。しかし未曾有ともいべき不況の過程で、このような「構造改革」を強行したばあい、果たして景気は回復するの

か、日本経済は安定的成長の軌道に乗ることができると、株価の下落に象徴的に示されるように実は「支持者」も含めて多くの人々が危機を抱えていることは確かである。

小泉内閣の誕生とその政策の背景には、大企業—多国籍企業—を中心とする日本の支配階級の政策的行き詰まりと1990年代からの「失われた10年」にたいする焦りが感ぜられる。

周知のようにこの「失われた10年」の始まりは、いわゆるバブル崩壊に基づく不況であった。ここでバブル景気とその崩壊についてくわしくのべるのは省くことにして、景気対策として行われた自民党政治の財政・租税政策について簡単にふれてみたい。

### 間違いだらけの景気対策

景気対策としての財政政策のシナリオは次のようなものである。その中心は建設公債を財源とする公共事業費の拡大であった。これはケインズ主義的財政政策のいわば「おはこ[18番]」というべきものであり、それによって建設業だけでなく、民間需要を拡大し、雇用を増加させて経済を活性化し、成長を図るというものであった。ところが実際には景気は回復せず、経済成長率はほぼ横ばい、1998年以降はマイナス、失業率は最悪の水準になった。いうなればマッチを擦っても燃えたのはマッチだけだったのである。その理由はいろいろあるが、1つは公共事業費によって国家予算から資金が供給されても、それがもつばら債務の返済に充てられ、設備投資や雇用の増大には向かわなかったということである。こうして日本の経済はリチャード・クー氏[野村総合経済研究所首席エコノミスト]のいうバランス不況に陥ったのである[「日本経済生か死かの選択」 徳間書店 2001年10月]。つまり資金需要の不足であるが、もちろんその基礎には消費の不振などの実体経済における需要不足がある。つまり問題は需要の側にありいわゆる供給側ではない。

次の重点は税率引き下げを中心とする所得税、

法人税などの減税であった。所得税及び住民税の最高税率は1987年の88%から65%[1999年]に、さらに50%に引き下げられ、法人税の実効税率は1989年の49.89%から40.87%に引き下げられて、双方ともアメリカとほぼ同じ水準になった。つまり減税政策は日本の大企業や大金持ちの要求によるだけでなく、公共事業費の拡大とならんでいわゆる「外圧」も強く影響しているのである。

このような減税は貯蓄不足ひいては投資不足の経済には有効かもしれないが、「貯蓄過剰・消費不足」の経済には有効ではない。一方自民党の橋本内閣は消費税の税率引き上げ[3%から5%へ]を強行し、不況をさらに深刻なものにした。もともと景気対策としての減税は可処分所得を増大させ、それによって需要の拡大を期待することにある。しかし、実際にその効果はほとんどなかったといってよく、失ったのは税制の所得再分配機能[公平・公正の原則の適用]と同時に財源調達機能[収入十分の原則]であった。

国家予算の歳出は1990年度の66.2兆円から2000年度には84.9兆円と18.7兆円増加したが、税収は1992年度の58兆円から2000年度には48.6兆円と9.4兆円減少した。28兆円の収支の逆転である。その収支不足はもちろん建設公債をふくむ赤字公債によって賄われた。国債残高は1991年度末には172兆円であったが2001年度末の見込みでは389兆円に達し、国・地方などの長期債務残高のGDP[国内総生産]に対する比率は、1991年度末の58.6%から2001年度には128.5%と先進国のなかでは最悪の状況になっている。

要するに自民党政治による財政政策は、景気対策としてみてもまさに失政といわざるをえないのであるが、ここで一言金融問題についてのべておきたい。「失われた10年」における金融政策の最大の特徴は超低金利政策である。日銀の公定歩合は1990年の6%から1992年には2.5%に、そして現在は0.25%に引き下げられている。いうまでもなく低金利政策は企業の資金需要の増加を促し、それによって設備投資や雇用の増

## 特集・小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

大を図り、株価や地価を押し上げ [あるいはその低下を抑制し]、全体として経済の活性化を図ることにある。しかし実際にはそうはならなかった。いまでは低金利のもとで金融機関は不良債権問題に、企業は過剰債務と貸し渋りに悩んでいるのである。一方預金金利の大幅下落は多くの個人の購買力を奪い、消費不況に拍車をかけた。これはまた税収にも大きな影響を及ぼした。利子所得に対する源泉所得税収は1990年度には3.2兆円であったが、1999年度には1.1兆円に激減したのである。

以上のべたように、ゼネコン中心の公共事業費と税率引き下げを中心とする減税による景気対策のシナリオは、結果として崩壊したといってよい。いいかえれば、経済成長率の伸びはなく、経済はデフレ現象の悪循環という様相を深刻化しているのである。

### 日本経済は先進国中最悪の状態

日本経済は先進資本主義国のなかでは最悪の状態に陥っている。もちろん、日本以外の国々もいろいろな問題をかかえてはいるが、この10年間は異なった過程を経てきている。たとえば、アメリカは1992年度には2904億ドルの財政赤字であったが、1998年度には黒字に転じ、2000年度には2364億ドルの黒字を計上した。この間のGDP [名目] の伸び率は単純平均で、年率ほぼ4.4%であるが、特徴的なことは、個人消費支出が平均3.8%、住宅投資が同じく4.4%伸びていることである。またEU [ヨーロッパ連合15カ国] もマーストリヒト条約に基づく財政赤字のGDP比3%、累積赤字の比率60%という目標に向かって財政赤字を縮減しつつあるが、ここでもGDP [名目] の平均伸び率は3.9%、個人消費支出の伸び率は低いとはいえ1.3%となっている。因みに日本のばあい1990年度はかなり高い伸びを示しているが、1992年度以降はひどく停滞している。1992年度から1999年度の推移をみると、GDPの伸び率はわずか1%、個人消費支出は1.7%の伸びになっているが [1997年度から1999年度に

かけては0.5%にすぎない—実質消費支出は4年間連続マイナスである]、住宅投資はマイナス3.2%となっている。いずれにしてもGDPの伸び率がきわめて低く、まさに長期停滞ないし不況の状態にあることが特徴である。

これだけみても、日本の自民党政治による景気対策が間違っていることは明らかである。

### 2002年度予算について

さて2002年度予算に関する諸問題については、別稿に譲りごく簡単にのべることにする。小泉内閣の予算編成方針は、まず財政についていえば「国債30兆円のワク」を守るということであり、数年後にはプライマリーバランス [国債費を除く財政支出を国債収入以外—主として租税—で賄うこと—いいかえれば国債の累増は止めるというバランスのこと] を黒字にしようということである。いうまでもなく、そのためには大幅な支出の削減と増税が必要である。

支出の削減については、すでに2002年度予算に現わされている。もっとも顕著なのは社会保障費とりわけ医療費の削減である。公共事業費については、前年対比10%の削減としているが、2001年度の補正予算で大幅な積み上げを行っており、またいわゆる従来型の支出については、ほとんどそのままである。また防衛費については、まったく削ろうとしてせず、依然として「聖域」として保持されている。結局「痛み」を蒙るのは一般国民である。ではそれで「国債30兆円のワク」という公約は守られたのかということではない。なぜかというと4兆円のいわゆる「隠れ借金」を作るというトリックを仕掛けているからである。そして全体として特徴的なことは、ますます深刻化する不況にたいして、まったく手を打っていないことである。はっきりいえば、この予算はいつそう国民生活と景気を悪くするものといえる。それは橋本元首相が反省している1997年度予算と同じである。税制についていえば、いわゆる「目玉」は大企業に減税をもたらす連結納税制度の実施であり、一

方高齢者の利子所得に打撃となる「マル優」の廃止を織り込んでいる。税制改正全体としていえば、これほどジレンマに陥った年度はないともいえる。つまり「国債30兆円のワク」にしばられて景気対策としての減税もできず、不況に配慮して増税もできないからであり、いわば小幅な改正に止まざるをえないものになっている。

## 庶民増税路線—その1

### 所得税の課税最低限の引き下げ

さて2003年度以降の税制改革の方向であるが、はじめにのべたように、その基本的なものは第1に庶民増税であり、第2に税率のフラット化[一律化、均等化]を目指す金持ち減税である。そのいわば哲学は「構造改革」に伴う「痛み」は主として庶民に押し付けるというものであり、一方弱肉強食の競争社会に生き残り勝ち抜いた者にはその努力に報いようというものである。そこにはいたわりとか思いやりとかいう人間社会の倫理も政治の責任も消し去られている。そして小泉内閣が好んで使う「セイフティ・ネット」[安全装置]というものの税制改革についてはまったく登場しない。

庶民増税の柱は大きく分けて2つある。つまり所得税の課税最低限の引き下げと消費税の税率引き上げである。そこでまず前者についてのべることにしたい。

課税最低限とは要するに一定の所得以下の者には所得税が課税されないというラインを示す金額である。その構成要素は普通給与所得控除と社会保険料控除、それに基づき[本人]控除、配偶者控除[特別控除を含む]、扶養控除[特定控除を含む]などの人的控除である。その趣旨は租税原則という最低生活費非課税の原則の適用であるとされている。どの控除をどのように引き下げるのか、いまの段階でははっきりしないが、いずれにしても、課税最低限の引き下げというのは、所得税が課税されなかった者に課税することになり、低所得者にとって相対的にも絶対的にも負担の増加をもたらすことになる。

[注] 2001年ベースで給与所得控除の金額は67兆円、人的控除の金額は47兆円、合計で114兆円であるから、かりにそれを2割引き下げ、平均税率を20%とするとおよそ4.5兆円の増税になると推定される。

戦後の税制改革の歴史は、基本的には国民の要求と運動によるものであるが、ある意味では課税最低限引き上げの歴史でもあった。それを引き下げようというのであるから、戦後租税政策の1大変革[改悪]といわざるをえない。ではなぜいまになってこのような変革をしようというのであろうか。もちろん、その理由は増税の必要であり、それを庶民に押し付けようということであるが、その口実は課税最低限が高いから、さらなる広い負担を課そうということである。果たしてこの「高い」というのは本当なのだろうか。日本でもつばら使われているのは財務省が発表している数字であり、大きな問題の1つはマスコミや多くの学者などがコメントすることなしにこれを無批判に使っていることである。

まず課税最低限の構成要素についてであるが、給与所得控除は税法上の給与所得者にだけ適用されるものであるから、すべての納税者に適用されるものではない。つまり普遍的あるいは一般的な課税最低限の構成要素としてカウントするのはおかしいのである。またそれは税法上必要経費の実額控除を原則的に認められていない給与所得者にとって必要経費の概算控除という性格を持っているものであるから、人的控除ではない。次に社会保険料は租税に準ずる負担であるから、これを最低生活費非課税の原則の適用としての課税最低限に加えるのはおかしい。社会保険料が引き上げられれば、課税最低限が高くなるというのは、いまのべた原則からみて不当だといわざるをえない。要するに課税最低限の構成要素は人的控除に限ぎられるべきなのである。この人的控除はそれぞれ38万円[住民税は33万円]であるから、3人家族のばあい114万円、配偶者特別控除と特定扶養控除を適用したばあいは177万円になる。ところが憲法第25条

## 特集・小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

にうたわれている最低限度の生活を保障するものとしている [実際には大いに疑問であるが] 生活保護法による生活扶助料は196.7万円 [2001年ベース] であるから、この人的控除は明らかに低く、ドイツの連邦憲法裁判所の判決 [1992年] を引用すれば憲法違反だということになる。人的控除は引き上げるべきなのである。因みにドイツの基礎控除は14093マルク [2001年ベース] で84.5万円、あとでのべる購買力平価で計算すれば112.7万円で、それぞれ日本の2.2倍、3倍になる。

次に給与所得控除をあえて計算に入れて賃金水準と比べてみたい。

財務省の計算によれば、給与所得者のばあい、単身者の課税最低限は114.4万円である。かりに1時金を年3カ月としたばあい月収は7.6万円である。これ以上になれば所得税が課税されるというのであるから、果たして「高い」といえるのであろうか。また夫婦者で配偶者が無所得のばあい、この水準は14.6万円、夫婦子供1人の家族で配偶者が無所得、子供が高校あるいは大学に就学しているばあいの水準は18.8万円である。やはり果たして「高い」といえるのであろうか。「高い」と主張している者の神経を疑いたくなる。

さて次にたえず持ちだされるのが国際比較である。これは日本の庶民が読書力は高いが、ざりとていわゆる「横文字」の文献には弱く、結局公的に発表される国際比較なるものを信じやすいという弱点を見越してだされるのかもしれない。国際比較というものが重要であることは確かであるが、本来その必要性は、日本以外の国々の事情を知ることによって、生活水準の向上など国民生活、国民経済の発展に参考にするのである。決め手になるのはもちろん日本の実情であって、国際比較などではない。

ところで所得税の課税最低限の国際比較についてであるが、その正確かつ普遍的な比較というのは、不可能に近いといってよい。なぜなら国によって制度が著しく異なっているからであ

る。たとえばアメリカには稼得所得税額控除という制度があるが、これは税額がないばあいは「還付」される。日本のばあい夫婦子供2人の家族のばあい、年収が350万円だとすると、課税最低限以下になるから所得税は課税されない [だけである]。ところが、もし日本にアメリカのような稼得所得税額控除があるだとすると29万円が「還付」されることになる。このような差異をどのように課税最低限のなかに織り込んで計算するかは難しい問題である。またドイツのばあいは子供の扶養控除の代わりに児童手当が給付されるが、その金額は年3240マルクで、換算すると19.4万円になる。これを所得控除に変えてみると、日本の所得税の最低税率は10%であるから、194.4万円の扶養控除ということになる。これは日本の扶養控除のほぼ5倍である。最高税率の37%で計算しても52万円の扶養控除ということになり、やはり日本よりは高い。

そのほか住宅取得 [別荘を含む国もある] のばあいの利子控除 [日本には住宅取得特別控除しかない] とか教育費控除 [日本には特定扶養控除しかない] とか、フランスでは実額控除が認められているとかいづれにしても比較をするには難しい制度が数々ある。

かりに単純な比較をするばあいても、換算レートは購買力平価で行うべきである。なぜなら、課税最低限とは最低生活費の保障を意味するのであるから、生活費の比較を示すレートで行うのが合理的だからである。財務省の統計をもとにして計算したのが次の表であるが、これをもっても、現在の課税最低限が国際的にみて高いとはいえないのである。

「小泉税制改革」で予定されている課税最低限の引き下げという政策はまさに言語道断のものとわざるをえない。必要なのはその引き上げである。

### 庶民増税路線—その2

#### 消費税の税率引き上げ

増税の柱の第2は消費税の税率引き上げであ

る。1%の税率で2.5兆円の税収を得られるこの税の増税がむしろ「小泉税制改革」の本命だといってよい。竹中経済財政担当相の以前からの持論は14%への引き上げであり、政府税制調査会の「中期答申」[2000年7月]によれば、もし消費税を「福祉目的税」として基礎年金、老人医療、介護などの財源とすれば2000年度ベースで13-16%の税率になるとのべ、また「経済財政白書」[2001年12月]によれば長期財政均衡を達成するための消費税率は23-34%になるというとてつもない数字をかかげている。消費税については数多くの論議が行われており、紙数の関係もあるので、詳しくのべることは省略するが、現行の消費税の特徴が公約違反の見本市のようなものであり、逆進性が強く、中小企業にもいわば「企業課税」として深刻な負担を課していること—それは消費税の巨額の滞納に現れている—などをまずのべておきたい。

所得税の課税最低限引き下げの大きな根拠は、まえにのべたようにそれが国際水準からみて「高い」ということであるが、消費税のばあいは5%という税率が、国際的にみて最も低いということが、その引き上げの根拠として言われている。しかし、消費税のGDPにたいする負担率でみると、日本のそれは2.5%で10%の税率を持つオーストラリアと同じであり、アメリカの2.2%より高い[ただしアメリカのばあいは州税としての小売売上税]。また、スウェーデンの付加価値税は25%といういわば最高の税率で日本の5倍であるが、その負担率は7.2%で日本の2.9倍、イギリスのそれは17.5%という税率で日本の3.5倍であるが、負担率は6.8%で2.7倍である。なぜこのような数字になるかということ、日本以外の国は食料品をはじめとする生活必需品にたいして非課税やゼロ税率制[完全非課税という仕組み]あるいは軽減税率などのシステムを広範に持っているからである。その意味で日本の消費税ほど消費支出にたいして広範に課税している「悪平等」な税は、国際的にはないといって

よい。たとえば食料品についていうと、日本では一律5%であるが、イギリス、カナダ、アイルランドではゼロ税率、イタリアでは標準税率[20%]の5分の1、フランス[19.6%]では4分の1、ドイツ[16%]では7%である。また日本では消費税抜きでは1日も暮らしてゆけないが、イギリスでは食料品、書籍、住宅建設はゼロ税率、家賃、医療費、交通費、娯楽などは非課税であるから、燃料・エネルギー代だけ負担すれば[2.5%]、長期にわたって暮らすことができる。要するに日本の消費税というのは思いやりの欠けた税なのである。

消費税は公約違反というだけでもいったんは廃止されなければならない。また景気対策からいっても、現在の不況の最大の原因は消費の不振、停滞にあるのだから、廃止あるいは税率の引き下げが重要な政策課題であり、それはアメリカをふくめて多くの論者から指摘されている。結局のところ、現行消費税は廃止もふくめて構造改革が必要である。

## 民主的税制改革の必要

ほかに「小泉税制改革」についてはのべなければならないことが多々ある。給与を大半の課税対象とする法人事業税[地方税]の外形標準課税化—それは地方消費税の増税に途を開く可能性もある—、構想はともかく実際には第2消費税になりかねない環境税の創設などなどである。一方では「努力に報いる税制」という名の下に、所得税や相続税の最高税率、法人税の基本税率の引き下げなど1連の累進課税—応能原則の破壊が進められようとしている。これは租税民主主義に対する重大かつ最大の挑戦である。

累進負担を持つ税制は社会保障とならんで、「福祉国家」を支える柱であり、資本主義社会の発展過程で人類が確立してきた重要な陣地である。旧ソ連、東欧諸国などの「社会主義体制」の崩壊、これに対応するかのような資本主義国家における政治の右傾化、経済政策における市

特集・小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活

場原理至上主義の横行と多国籍企業の「支配」を基軸とするグローバリゼーションなどの進展のなかで、この「福祉国家」にたいする攻撃が強められている。

これに反撃するための民主的税制改革の最も

重要な課題は累進負担—応能原則の「復活」である。それは所得再分配機能と財源調達機能を回復するための重要な施策でもあり、政治と経済における民主主義のためにも不可欠であるといわなければならない。

所得税課税最低限の国際比較

「財政金融統計月報」[財務省] No. 588 [2001/4] より作成

[ ] 内の数字の上段は通常の為替レート、下段は購買力平価によるレートで計算した (単位1000円)

|                 | 日 本   | アメリカ                            | イギリス                           | ドイツ                            | フランス                            | 通常のレート                                                                           |
|-----------------|-------|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 単身者             | 1,144 | \$ 7,450<br>[1,006]<br>[1,184]  | £ 4,385<br>[ 859]<br>[1,061]   | M 20,198<br>[1,211]<br>[1,615] | F 84,323<br>[1,517]<br>[2,024]  | 1 \$ 135円 [2002年1月24日]<br>1 £ 196円 [2001年12月29日]<br>1 M 60円 [同上]<br>1 F 18円 [同上] |
| 夫婦者             | 2,200 | \$ 13,400<br>[1,809]<br>[2,130] | £ 4,385                        | M 37,964<br>[2,278]<br>[3,037] | F 129,518<br>[2,331]<br>[3,108] | 購買力平価はOECD1999年<br>1 \$ 159円<br>1 £ 242円<br>1 M 80円<br>1 F 24円                   |
| 夫婦子1人           | 2,833 | \$ 19,633<br>[2,650]<br>[3,121] | £ 4,385                        | M 54,542<br>[3,272]<br>[4,633] | F 152,115<br>[2,738]<br>[3,650] |                                                                                  |
| 夫婦子2人           | 3,842 | \$ 22,533<br>[3,042]<br>[3,582] | £ 4,385                        | M 66,908<br>[4,014]<br>[5,352] | F 174,713<br>[3,144]<br>[4,193] | イギリス、ドイツ、フランスには原則的に所得制限のない児童手当がある。                                               |
| 国民所得<br>[1人当たり] | 3,023 | \$ 26,202<br>[3,537]<br>[4,166] | £ 11,086<br>[2,173]<br>[2,682] | M 34,252<br>[2,055]<br>[2,740] | F 106,062<br>[1,909]<br>[2,545] |                                                                                  |

[日本のケース]

給与所得控除と社会保険料控除を除いた控除—

基礎控除、配偶者控除、扶養控除 それぞれ38万円 住民税は33万円

配偶者特別控除38万円 控除対象配偶者の所得に応じて通減する 住民税は33万円

特定扶養親族控除 [16歳以上23万円未満] 63万円 住民税は45万円

A 所得税のばあい3人家族で通常114万円 A1「最高」177万円

B 生活保護法による生活扶助料 3人家族 月額163,970円年額1,967,640円 [2001年]

A/B 57.9% A1/B 90.0%

給与所得控除を入れたばあいの水準—時金を3カ月としたばあいの月収水準

単身者76,200円 夫婦者146,700円 夫婦子1人 188,800円

夫婦子2人 256,100円 いずれも配偶者と子供の所得はゼロとしている

アメリカ 子女税額控除 [17歳未満] 500ドル [67,500円 日本の所得税の最低税率で計算すると、67万5000円 購買力平価なら79万5000円の所得控除になる] 2006年度まで段階的に引き上げ1000ドルまでにする予定 稼得 所得税額控除 最高控除限度額3756ドル。夫婦子供2人の給与所得者について日本のばあい350万円では課税最低 限以下だから所得税はゼロになるがアメリカのばあいは約29万円が還付される。

イギリス 児童税額控除 520ポンド [10万1920円 日本の最低所得税率で計算すると101万9200円の扶養控除。 —購買力平価ならそれぞれ12万5840円、125万8400円になる] アメリカに類似した就労所得税額控除という制度 がある。

ドイツ 基礎控除は14093マルク [84万5580円 購買力平価なら112万7440円] 夫婦控除はその倍になる。児童 手当は月額270マルク [16,200円 年額にすると194,400円 購買力平価なら25万9200円。日本の最低所得税率 で計算すると194万4000円—購買力平価なら259万2000円の扶養控除になる]。

(たにやま はるお・税制経営研究所所長)